

第9回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年11月14日（金） 午後3時00分～4時30分

●会場 川島町役場 4階集会室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈協議事項〉

協議第41号 交通関係事業（防犯灯及び道路照明灯）の取扱いについて

協議第42号 保健事業の取扱いについて

協議第43号 児童福祉事業の取扱いについて

協議第44号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第45号 商工・観光関係事業（イベント、広域観光）の取扱いについて

協議第46号 上・下水道事業（下水道）の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○「合併協議項目」の協議状況について

○第10回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

●出席委員

会 長 森 真
副会長 野田敏雄
委 員 松田之利 白木 博 長谷川匡一 武藤孝子
小森利八郎 広瀬利和 尾関益男 野田 功
小島 武 苅谷彰三 村井宏行 田中露美
横山勝利

●欠席委員 星野欽夫 横山隆一郎 松原史尚

●事務局職員

事務局長 五藤 勲
事務局次長 藤ノ木大祐 松岡秀人 林 昭光
事務局長補佐 村井清孝
総務係長 稲川和宏
計画調整係長 前田直宏
事務局員 稲垣嘉朗 江田裕之 前島宏和 尾関 淳

●説明者

総務部会 五島仁光（各務原市総務部長）
島田和敏（各務原市総務部防災交通課長）
福祉部会 熊崎敏雄（各務原市健康福祉部長）
小島 進（各務原市健康福祉部健康管理課長）
齋藤文彦（各務原市健康福祉部次長兼児童家庭課長）
産業部会 岡部秀夫（各務原市産業部長）
金武桂市（各務原市産業部参与兼農政課長事務取扱）
永井 誠（各務原市産業部商工振興課長）
上下水道部会 大森雅直（各務原市水道部長）
丹羽敏夫（各務原市水道部下水道課長）
河村隆史（各務原市水道部総務課長）
野田元司（川島町水道課水道係長）
脇田弘正（川島町水道課下水道係長）

●会議録

午後3時00分 開会

【事務局】

皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第9回木曾川文化圏市町合併協議会を開会させていただきます。

お断りをさせていただきますが、松田委員さんはちょっと遅れておみえになるというご連絡をいただいていますし、横山委員さん、星野委員さん、松原委員におきましては、本日、ご都合によりご欠席というご連絡をいただいております。

初めに、協議会長の森各務原市長様よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、こんにちは。

もう早いもので11月中旬ということでございますが、おかげさまで今日で第9回目の合併協議会ということでございます。なお、先般の合併協議会におきまして、合併の日取りを来年の11月1日にお決めいただきありがとうございます。それを頭に置いて鋭意進めてまいりたいと存じますので、ご協力方よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。森議長さん、よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

長谷川匡一委員と小島武委員のお二方をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持ってまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日は、協議事項6件が議題として提出されております。

それでは、協議第41号の交通関係事業（防犯灯及び道路照明灯）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【総務部会】

それでは、協議第41号 交通関係事業（防犯灯及び道路照明灯）の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものでございます。

なお、両市町が維持管理してきました合併以前の既設分につきましては、新市が引き続き維持管理を行うものでございます。

ただし、川島町の町内会内に設置されているもので「防犯灯」としての性格を有するものにつきましては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行するとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

調整方針につきましては、今、申し上げたとおりでございまして、防犯灯及び道路照明灯の現状につきましては、各務原市では設置及び維持管理の方法といたしまして、設置につきましては、防犯灯及び街路灯設置要綱によりまして、設置工事は市が実施をしております。維持管理、これは電気料金及び修理代等についてでございますが、防犯灯につきましては申請自治会が負担し、道路照明灯については市が負担しております。現在、各務原市では、道路照明灯・街路灯が1,154基、防犯灯、市管理分が50基、自治会管理分が4,623基、合計で4,673基、両方合わせまして合計で5,827基でございます。

それから川島町の現状といたしましては、設置から電気料金、修繕等の維持管理において、すべて町が負担されております。現在、道路照明灯といたしましては3基、防犯灯、これは街路灯も含めますが623基で、合計626基でございます。防犯灯と街路灯の明確な区分がないようでございますので、とりあえず全部防犯灯として整理をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

そこで新市の調整方針といたしましては、防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理につきましては、現行の各務原市方式を基準とし、以下のとおりとする方針でございます。

合併後の新設分につきましては、設置は防犯灯及び街路灯設置要綱により、設置工事は新市が実施いたします。維持管理は、防犯灯につきましては申請自治会が負担していただき、道路照明灯については新市が負担をするというものでございます。

合併前の既設分につきましては、各務原市分は現行どおりとし、川島町分は以下のとおりとする方針でございます。

3ページの図の太い実線及び点線の部分が幹線道路等、すなわち県道、主要町道でございますが、この部分にございます防犯灯142基を道路照明灯として位置づけ、新市において維持管理を継続し、その他自治会内にある防犯灯481基はそのまま防犯灯として位置づけ、平成17年度から5年を目処に自治会管理へ移行しようとするものでございます。

その結果、現状の設置数のままであれば、合併時には道路照明灯・街路灯は1,299基、防犯灯は市管理分が50基、自治会管理分が5,104基、うち川島町分が481基ということで、合計で6,453基ということになるわけでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

【議長：各務原市長】

ただいま協議第41号につきまして説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

防犯灯に関しては、川島町は二つの方法でやってきています。一つは、コマーシャルが入ったものでございます。これは商工会さんが主体でやってもらって、町が設置工事の一部を助成し、あとは事業所が負担というようなことですね。それも結局、道路の照明灯になっておりますので、これらはすべて個人や、企業が、負担するということで、年度計画に基づいて少しずつやってきたということでございます。

川島町の中にも、特に糸への仕事が多かったのですが、皆さん、大部分が仕事をやめられて、個人の負担になっている部分と町の負担になっている部分との合致があって、相矛盾をしておる状況がここ二、三年、続いておったということなんですね。川島町の場合はほとんどが個人企業なんですけど、各務原市さんの場合は企業というか、事業所というか、そういうのがあるのかないのか、実態として。

【総務部会】

今、提示をさせていただいておりますそれぞれの照明灯等につきましては、コマーシャル分、要は広告灯となっております分については含まれておりません。これは市及び町が管理をしておる部分だけでございます。

【副会長：川島町長】

最近、仕事をやめられて、防犯灯に切りかえると、町でお金を払ってもらえるんじゃないかという意見が出てきておるということを聞いたことがあったんですけれども、非常に区分がしづらいところがありますね、本当にこれは。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思えます。

【村井宏行委員】

川島町に関してなんですけど、5年を目処に自治会管理へ移行するということが提案されているんですけれども、この自治会とはどういう団体を表しているか。今の川島町で言う町内会なのか、新たに合併した後にできる自治会のシステムになるのか。

【総務部会】

今、「町内会」と言っておられると思いますが、その既存の組織でございます。

【議長：各務原市長】

野田副会長のご意見の、個人の宣伝用の広告塔なんかはこの中には入っておらないということですが、新市になってからでいいですが、一回ずっと精査してみる必要があるね。

【副会長：川島町長】

各務原市内ではそうではないかもわかりませんが、川島町で糸への仕事をやってきたところはかなり、分散ということではないですが、後継者がいないので、やめていく。これは川島町ばかりじゃございません。一宮市北部もずっとそうです。そういう方からちょっと意見も聞いたんですわ。うちの方もよく似ておるが、みんな……。

【苅谷彰三委員】

町長さんおっしゃったように、昭和30年代から全国的にまちを明るくする運動が起きてきましてね。それに呼応して、できるだけ町も負担しますから、ひとつ何とか設置してくれと、まちを明るくするようというふうで、みんなそういう気持ちを持って、今まで小さな事業体でありながら、街路灯をつけてきたんです。それが今でもかなりありますよ。

【副会長：川島町長】

苅谷さんのところもあるやろ。自分で電気代払ってみえるわけだもんね。

だから、2種類あるわけですね。それを5年間はこれで私はいいと信じておりますが、町内会の方もそういう体制とか、もう少し具体的に整理をしていかないとちょっといかなのかなど。しかし、そういう1基1基までは、なかなか無理かなという面もありますけれども。

【白木 博委員】

ちなみに総務部会長、今、副会長がおっしゃった川島町さんは企業、要するにうちの方で言うと何々町発展会とか、そういうので街路灯がたくさんありますね。設置数は把握してみえますか。

【総務部会】

広告灯の方は把握しておりません。

【白木 博委員】

しておられない。あれは市へ設置されたときに、補助金は出しているんですか。

【総務部会】

一部、商工観光課の方で出した部分もございます。

【白木 博委員】

出した部分も。そうすると、ちなみにその電気料金は、副会長のお話のように、コマースの提供した商店、あるいはそういう企業が出してみえると、こういうことですね。

【総務部会】

はい、そうです。

【白木 博委員】

大体どのぐらいということも、わからんかな。かなりあるわね。

【小島 武委員】

うちの方も今、どんどんと家が建っておるんですよ。それで、町内会に新しく防犯灯をつけてくれという申請はかなりあるんです。毎年5基ずつ町につけてもらっておるんですけど、まだまだ要ところはたくさんあります。でもこれから電気代とかを町内会で持つということになると、そんなにはい、どうぞと申請できんようになってくるんじゃないかなと思って。今は全部ただでやってもらっているのです……。

【副会長：川島町長】

ところが片方で商工会事業でやられたところについては、結局、設置工事費も自分で持ってみえるんだね。町が一部助成だけで、電気代もずっと自分で負担して。あれは300いくつがあるのかね、金額は知りませんが。

【小島 武委員】

これからはあまり申請をもらっても困るなお金が要ることやで……。

【議長：各務原市長】

私、思いますけど、基本的な考えをしっかりとっておかないかんわね。例えば幹線道路などのように、不特定多数の市民、町民のために照明が要るところは公共ですよ。あるいは設置も維持管理も公共ですよ。それからそうじゃない町内の照明については、基本原則は自治会、そこへ補助金を出すか出さんかは別の問題として、基本的には住民自治でセットすべきだと思うね。

【小島 武委員】

防犯のためですから、市とか町が持ってもらえたらいいんじゃないかなと。危ないからね。

【議長：各務原市長】

結局、広い意味で見ると同じことなんやわ。基本的には、不特定多数を対象にするものはやっぱり行政がきちっとお世話する、設置も維持管理も。そうでなしに、自分らのコミュニティーの照明灯については、自治会だけでは大変だからということで、町及び市が補助制度をやるかどうかはまた別の問題なんで、私は基本的にはそのコミュニティーの中だと思えますね。それで、もっと狭い範囲内の場合は個人ということだと思うんですね。

【小島 武委員】

その境が私ははっきりわかりませんわ。

【議長：各務原市長】

見ればわかるんじゃないですか、現場を見れば。

【小島 武委員】

あんまりはっきりわからんと思います。

【議長：各務原市長】

いずれにしても、そういうことで精査する必要があるわね、これからね。

【副会長：川島町長】

幹線道路の定義にもいろいろあるんです。（資料の地図を見ながら）これはなるほど、幹線ということには違いはないわけですが、もう少し幹線的な道路があるような気もするんです。基本的にはこういう形でもう少し、それぞれ細かいことやもんで、なかなか難しいなというふうに思いますね。やっておっても、いつも私、そう思いますもん。町内会から防犯灯を立ててくれ、立ててくれということで、結局今までもある程度セーブしながら、やってきた。しかしここに書いてあるように、これは一たんつくりますと、なかなか外すということが困難なものですから……。

【白木 博委員】

今、会長がおっしゃった街路灯の区別について論議が進んでおるようでありますが、私たちの認識は、ここは中電の管内ですので、中電の電柱をお借りして設置したのは防犯灯であ

るし、会長が説明されたように、やっぱり公共的に、不特定多数の人、あるいはこの町内だけではない、いろんな人が通るという場合は、通るから市が設置していただいたというふうに認識すれば、おのずから防犯灯と街路灯との区別はつくんじゃないかなと思うんです。だから、副会長さん、川島町さんは今たくさんありますが、ポールから独立したものをつくってみえるのですか。

【副会長：川島町長】

いろいろあるね、それは。工事費が安いもんですから、中電もしくはN T Tの電柱が多い。電柱のないところは、細いポールを立ててやっております。もう一つ、商工会事業でおやりになるのは、工事費が全部で10万ぐらいで、自分の費用が八、九万かね。町はほんの一部で、あと維持管理も個人がやる。その辺が、川島町にとっても問題整理するいい時期なんですよ。

【議長：各務原市長】

うちの方も、ある商店街の中ではもうえらいので、何とか市が持ってくれんかというところも散見される、しかし時代が時代ですから調整方針はうまいこと書いてあるな。「防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。なお、両市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。ただし、川島町の町内会内に設置されているもので、防犯灯としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行する」ということでございます。何といても各務原の人よりも地元の人がよう知ってみえるもんでよく精査してみて、合併したら5年間かけて上手に軟着陸するというところじゃないか。そういう過程の中で、何か新しい補助制度を考える必要があるかもしれないので、5年あるからそこでじっくりやるということじゃないかね。

【副会長：川島町長】

これは新市になってからでも、その前でも結構ですが、一度、各務原市地区を車で回ったらどうでしょう。職員の方は大変ですけれども。結構、集落があるのに、やっぱりこっちの方が暗いとか、あっちが明るいとかいうことで、一度お願いしたい。職員総動員といっても、目のよく見える人とそうでない人、いろいろあるもんで、1人でやってはいかんかもわかりませんが。私は新市になってからでも結構だと思いますので、そういうことを一遍やっていただくとありがたい気がします。

【議長：各務原市長】

自治会要望に基づいてやってもいいし、方法はあるわね。

そのほかご意見、ご質問ございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、意見も尽きたようでございますので、協議第41号につきましては、この調整方針も含めまして原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

【副会長：川島町長】

一つだけ。図面の幹線道路その他についても、新市の中で一度調査をしていただきたい。事務的になるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長：各務原市長】

それでは、副会長さんの意見も加えて、改めてお諮りいたします。

協議第41号につきましては、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

それでは、協議第41号につきましては原案どおり決定したいと存じます。

続きまして、協議第42号に入ります。

協議第42号の保健事業の取扱いについてを専門部会から説明願ひます。

【福祉部会】

保健事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

調整方針案でございますが、川島町保健センターにつきましては、川島地区の健康福祉の中核施設として、その名称を「川島健康福祉センター」とする。

各種保健予防事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一をするものとする。

ただし、各事業の細部及び各市町で実施している事業・計画につきましては、今後調整を図ってまいりたいということを考えております。

次ページをご覧いただきたいと思ひます。

まず、ただいまご説明しました川島町保健センターでございます。

川島町保健センターにつきましては、昭和50年に建てられました鉄筋コンクリートの2階建ての建物でございます。現在、「川島町保健センター」という名称で運営がなされております。この保健センターの所管事業として、各種保健予防事業、健康相談指導、絵本読み聞かせ、貸館事業、それから小規模授産所事業が主な事業として実施されております。

新市において、建物の名称でございますが、「川島健康福祉センター」とする。これらの事業を新市において保健センターの所管事業としまして、各種保健予防事業、保健相談事業を実施してまいりたいと。それから絵本の読み聞かせ、小規模授産所、貸館事業につきましては、所管を改めまして福祉事業として継続をしてまいりたいという考えでございます。

この保健センターにつきましては、各務原市総合福祉会館内の1階に今現在ございます各務原市保健相談センターの分室として設置をしてまいりたいと考えております。この事業ですが、これらの事業につきまして集団健（検）診、あるいは母子保健事業の拠点として、今後活用していこうという考えでございます。

続きまして、次の7ページでございます。

項目2番の各種健（検）診事業でございます。各務原市における健康診査、あるいは川島町における健康診査も項目的にはほぼ同じでございます。健診方法の相違によりまして実施

時期、あるいは自己負担に差異がございます。各務原市では、健診を指定医療機関で実施いたしております。川島町におきましては集団健診、あるいは郡の医師会と契約された個別健診も行われているという状況でございます。これらの健診につきましては、川島地区での基本健康診査、各がん検診及び老人保健に係る相談業務につきましては、当分の間、川島町の現行制度で実施をしてみたいと考えております。細部については、今後調整を図っていきます。

次に3項目、母子保健事業につきましては、こちらの事業も項目はほとんど同じでございます。実施回数に多少の差異がございます。これは人口差による差ということでございますが、この母子保健事業全般につきましては、各務原市の現行制度での実施方法を適用し、母子保健に係る相談業務等については、当分の間、両市町の現行制度で継続をしてみたいと考えております。

続きましては、4項目の予防接種でございます。こちらの方も、项目的にはインフルエンザのところで対象年齢、あるいは自己負担に差がございますが、各務原市の現行制度に統一をしてみたい。細部については、今後調整を図ってまいります。

続きまして、8ページでございます。

5項目、妊婦・乳幼児関連事業でございます。この事業につきましても、両市町ともほぼ同事業を実施しております。これも各務原市の現行制度に統一をしてみたい。細部については、今後調整ということでございます。

それから6項目の歯科衛生につきましても、これにつきましては両市町にそれぞれ独自事業がございますけれども、原則各務原市の現行制度に統一をするという考えで、細部についてはまたこれも調整をさせていただくということでございます。

7項目、休日急病診療所でございます。休日急病診療所につきましては、各務原市においては現在、総合福祉会館1階において日曜・祝日及び年始に開設をいたしております。川島町におきましては、郡医師会員の当番医制ということで、日曜・祝日に開設がされております。それから歯科につきましては、両市町とも同様に、休日歯科在宅当番医制ということで、日曜・祝日に開設をいたしております。これらの調整方針でございますが、羽島郡医師会及び羽島郡歯科医師会の動向を見きわめながら、各務原市の現行制度に統一してみたいという考えでございます。

8項目、栄養教育につきましては、各務原市の現行制度に統一をしてみたい、細部については調整をしてみたい。

9項目、その他の事業でございますが、その他の事業につきましても、成人訪問業務以下、ほぼ同じような業務を行っております。内容につきましても、今後調整を必要としますが、原則としては各務原市の現行制度に統一をしていきたいというふうに考えております。ただ、この中で、健康相談、あるいは健康手帳の交付につきましては、両市町の現行制度を継続してみたい。それから、川島町で今現在推進計画をされております「健康づくり計画」につきましては、新市において調整を図ってみたいと考えております。以上

でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま事務局から説明いたしました、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思えます。

【副会長：川島町長】

ずっといろんな項目があるわけですが、第2項目、各種健（検）診事業ということでは、当川島町というのは人口1万人で1人の内科医しかいないということなんです。歯医者さんは2軒プラス、最近1軒できるという現状です。ここはそういう医師数そのものが少ない地域なわけです。幸い周辺の市町に総合病院あります。ですから、川島町の皆さんはまず愛知県で言うと江南市の昭和病院、一宮市の市民病院、そして岐阜県側では笠松に二つ大きな病院があり、そして県病院と、それから東海中央ですね。そういう意味で川島町の場合はできるだけ事前にいろんな健診について受けやすいような体制をとっております。それによって医療費が云々ということは必ずしも言えないかもしれませんが、伝統的に健康には特に、できるだけきめ細かく、そういう体制をとってやってきた経緯があるというようなことでございます。

その中で、2の各種健（検）診事業の調整方針、当分の間、川島町の現行制度で一応実施していくということですが、ここに書いてあるすべての文字がそういうふうに解釈していかどうかということなんです。といいますのは、例えば基本診査の方法も、恐らく各務原市さんの場合には個別で自由にどこに行ってもいいよということですが、うちも一部そういうふうにはしておりますけれども、集まってもらってやっているのです。例えば自己負担の分にも差異があります。この部分についても、当分の間、こういうことで解釈していいということでしょうか。

【福祉部会】

私どもの調整案は、今の現行で川島町さんが行われている集団健診を基本的には継続していくという考えの調整方針です。

【議長：各務原市長】

そのほかございますか。

【村井宏行委員】

今の話に入るのかわかりませんが、当分の間ということで一応川島町は集団健診をやるとするのはわかったんですけども、この自己負担金も当然そのまま当面の間はこれで行きますよという考え方でいいわけですよ。これが当面の間というのは、何年間予定されているかわからないんです。要するに切りかえ時期ですよ、いきなり集団健診をやめて、皆さん個々に病院へ行ってくださいよというふうになるのか。

【副会長：川島町長】

川島町も一部、個別を始めたはずやけど、何年度からやったかな。15年度からやったかな。

【事務局】

いえ、3年ほど前から……。

【副会長：川島町長】

そういうことやったね、たしか。でも、なかなか総合病院まで行かれることがないもんですから、集団でやった方が……。地域事情が、医療事情が違うということやね。

【福祉部会】

今のご質問の内容につきまして、私どもの調整案としましては、ここに掲げております実施時期とか自己負担もこのような形で、当分の間ということと考えております。いつまでということはまだ未定でございますが、今の考え方としましてはこのまま実施をしていくということでございます。

【議長：各務原市長】

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

ご意見も尽きたようでございますので、お諮りいたします。

協議第42号につきましては、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第42号につきましては、原案どおり決定したいと存じます。

続きまして協議第43号に入ります。

協議第43号の児童福祉事業の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【福祉部会】

続きまして、児童福祉事業の取扱いについての調整方針案についてご説明申し上げます。

保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一をするものとする。

ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。

それから「放課後児童対策事業」と各市町で実施しておりますその他の児童福祉事業につきましては、新市においても引き続き実施をしまいるという調整案でございます。

10ページをご覧いただきたいと思えます。

まず保育料の関係でございます。項目の年齢・階層、対象年齢、あるいは保育料の負担階層でございますが、年齢等については両市町とも同じでございます。この保育料の負担の階層につきまして、各務原市は11階層、川島町は10階層というような内容になっております。

それから同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料の取扱いでございますが、第1子、第2子は変わりませんが、第3子以降につきましては、各務原市については無料、川島町につきましては10分の1の負担をしていただくというような内容でございます。

それから保育料でございますが、月額保育料をそれぞれ対比しております。階層適用区分に違いがございます。保育料にも大きな差がございまして、月額で最高1万4,200円から

逆にマイナスの1万4,000円の差がございます。これも調整を図る必要があるということでございます。

それから一番下の参考資料でございますが、今現在、国の保育料の徴収基準から各務原市の平均的な保育料の徴収状況はどうなのかということも参考的に載せました。一番下の軽減率というのをご覧いただきたいと思いますが、軽減率21.99%になっております。逆に平均しまして、国の保育料の約78%を徴収しているという考えでございます。それから川島町におきましては、軽減率の比較でございますが、平均的に61%の徴収率ということになります。

こういう状況において、保育料につきましては、原則として各務原市の現行制度に統一をしていきます。ただし、平成16年度につきましては、各市町の現行制度のとおりとして、平成17年度以降につきましては最長3年間の不均一保育料を実施していくと。それから同一世帯から2人以上の児童が入所しているような場合でございますが、これにつきましては、平成16年度については各市町の現行どおり、17年度以降につきましては、各務原市の現行制度に統一をするという調整案でございます。

【議長：各務原市長】

ちょっと僕、聞き漏らしたんですが、国の7割、6割ということをもう一回ゆっくり説明してください。

【福祉部会】

一番上に国の徴収基準というのがございます。それぞれ国の保育料を定めている基準額がございます。その基準額で徴収するとすれば、各務原市の場合、4億3,100万の徴収をするということになります。実際には、各務原市の月額表にありますような保育料で徴収しますと、3億3,662万7,000円の徴収額になるということですので、この差額がいわゆる国との差がありますよということです。その差がさらに各務原市と川島町ではまた21.99%の軽減率と39.03%の軽減率ということで、17%ぐらいの差があると。これがいわゆる保育料の平均的な差になっていると。17%の平均的な差があるということでございます。

【議長：各務原市長】

その差額は行政が持つわけやろう。

【福祉部会】

そうです。

2項目めでございます。放課後児童対策事業に関する項目でございますが、この事業名につきましては、各務原市においては各務原市学童保育室、川島町は川島町放課後児童クラブという名前で行っておりますが、事業目的は同じような目的でございます。

保育時間でございますが、各務原市においては放課後から午後5時まで、夏休み中は9時から16時30分まで、川島町は放課後から午後7時まで、夏休み中は8時30分から19時までというような内容でございます。

それから休みの状況でございますが、土曜日、日曜日、祝日、冬休み、それから4月1日

から4月5日までは各務原市は休業日になります。川島町は日曜、祝日、年末年始が休みということでございます。

それからこの保育料でございますが、各務原市においては月額4,000円、川島町においては利用者が直接、後でご説明します私立保育園へ委託をしております。その私立保育園が実費分を徴収されているということでございます。

それから保育室の内容でございますが、各務原市では今現在、市直営で14小学校に14学童保育室を設けております。それから川島町におきましては、私立保育園に委託をされているということで、川島町保育園、川島町東保育園へそれぞれの定員で実施がなされております。

それからその他の欄でございますが、両市町の14年度決算状況を示しました。各務原市は、先ほどの保育料の収入、それから補助金の収入で2,960万円、歳出が4,194万8,000円ということでございます。それから川島町は、先ほどの実費分につきましては直接保育料に入っておりますので、歳入歳出はされていないということで、委託料の336万円が執行されているというような状況でございます。

それから3番目、その他の児童福祉事業につきましては、各務原市で実施しております事業、川島町のみで実施されている事業、それぞれ各市町で実施されておりますけれども、新市においても事業を継承していくという考えでございます。

それからあと児童手当、児童扶養手当制度でございますが、両市町同一基準で実施しておりますので、調整を必要としないということで省略しまして、新市においても同様に実施をまいります。以上です。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、ご意見、あるいはご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

保育料というのは、子育ての中でも重要なことでございます。この表を見ると、保育はお金のこともあります。内容の質のこともいろいろあって、一概には何とも言えないと思います。けれども、お子様が大勢いらっしゃると、各務原市さんの方が安くなっていると。それからあと階層もちょっと違いますので、一概には言えませんが、しかし大まかに言えることは、階層でずっと上の方へ行った段階では、各務原市さんの方が安くなっているということだと思います。どこまでが低所得とか、なかなかこれも複雑ですので、言い切れない部分がありますけれども、たしか国の基準というのは、多い定員のところと少ない定員のところと保育料単価は違うのでは。私の間違いかも知れませんが、各務原市さんの場合、一緒にしていらっしゃるのでは。定員によって国の基準は違うんじゃないかな。

【福祉部会】

定員によって、子供1人当たりにかかる経費が違います。区分けされております。例えば定員40名から60名まで、それから90名から120名までとか、そういうふうに分けて

おりまして、1人当たり子供にかかる経費は違っております。

【副会長：川島町長】

違うね。それを各務原市さんの場合は一緒にしておられるの。

【福祉部会】

国で決まっておりますので、それはできませんので。個々の定員に応じた運営費が国の方からいただけることになっております。

【副会長：川島町長】

かつて川島町もそういう時期がありました。けれども、なかなかこれが大変で、それをやりますと、保育園は二つだけですけれども、片方へ集中してしまっ、それは町がやればいいんですよ、町が行司を持ってやる係ですからいいんですが、それが小さい町では非常に困難というようなことです。当地区の場合は定員そのものは少し違いますけれども、同額でやっておるということやね。こっちに行っても一緒だよというようなことでたしかやっておるということなんですが、それらも含めてこの調整期間がございますので、とくにご調整をお願いしたいと。

それから調整の方針では、低所得者と言っていいのか悪いのか、この辺のところにてできるだけ配意をした形の調整を私は望みたいと思っています。

【白木 博委員】

これは階層でいろいろ書いてあるんやけど、例えばうちの場合の階層で1、2、3の番号をつけるとする。あるいは川島町さんの第1から第8までありますね。そこで今現在の一番の階層はどこだということは、そこで把握してみえるわけですか。1、2、3ぐらいの番号をつけられますか。

【福祉部会】

子供が在籍しているところでしょうか。一番多く在籍しておるところですが、各務原市の場合ですとD5のランクです。D5といいますと、所得税で16万から40万8,000円のところで256名が在籍しております。ちなみに1,399人のうち256名です。それから、川島町さんのところで一番多くお見えになりますところは4万円から14万円未満のところで、第5階層というところに83名ほどが在籍されております。これは305名ほどお見えになりまして、そのうちの83名ということですよ。

【副会長：川島町長】

所得格差というのが本当にあるんですよ。一概には言えないけれども、今の一つだけ聞いてみても、そういう町だということですよ。かつてはそうでない時期もあったんですけども。

【議長：各務原市長】

今の副会長さんのご意見は、こういう点では一般論としては僕も同感ですが、やっぱり所得の低いところについては保育料も安くせないかんわな、基本的な哲学は。

【副会長：川島町長】

調整方針をできるだけ、そういう配慮がなされると……。

【議長：各務原市長】

ただ、いろんな制度があるでしょう、国には。それもよく斟酌して、いただける補助金もペアになってはいかんでな。よく精査する必要があるけど、哲学はそういうことやでな、こういうやつは。特に保育料は共稼ぎとかそういう人ばっかやでね。

【村井宏行委員】

すごい素人的な考えで申しわけないんですが、やっぱり川島町が安いんですよ、当然ながら。この数字から見るとそうなんです、当面、今年、来年、今、保育園に入っているお子様をお持ちのご両親の方というか、夫婦の方は全然問題ないわけなんです。でも、そのちょうど後、17年度から徐々に、お子さんが2人、3人と入っていかれるときに、今の補助金云々という話もあったんですが、この数字だけを見るとちょっと入れるの困るなど、僕が見てそう思ったんで、多分一般の人というのはそういうふうに見ちゃうんでしょうね。こう変わるけれども、補助金がこうなりますよということで、なるべく今の現状とはあまり変わらないですよ。高くなるなら高くなるで、これぐらいは高くなりますよという説明をしていただくようなことがないと、ちょっとこれは納得できないかなというのがあるんで、何かそういう説明があるといいかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

【福祉部会】

ご説明させていただきます。

例えば所得税11万円の方を見ていただきたいと思います。比較させていただきますが、所得税11万円の方ですと3歳未満児、各務原市では保育料が月額3万6,000円です。川島町さんの場合ですと、2万1,800円が保育料です。その差1万4,200円でございます。それを例えば、今ここにありますように、最長3年間で調整するという事は、平成17年度から3年間の経過措置ですので、20年に統一するという事です。

どういうふうにするかというシミュレーションをつくってみましたが、これを4等分しまして3,550円ずつ月にご負担をしていただくと。それで20年度で各務原市の保育料に合わせさせていただくということです。そういう一つのシミュレーションになると思います。

【議長：各務原市長】

よろしゅうございますか。

【村井宏行委員】

言っている内容はわかりました。

【副会長：川島町長】

調整ですけれども、今しばらく、いろいろと双方が考える時間が欲しいような気がします。

【議長：各務原市長】

副会長さんからそういうご意見もいただきました。そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

ご意見をいただきましたので、協議第43号につきましては継続して勉強したいと存じます。

続きまして、協議第44号につきましては事務局から説明をお願いします。

【産業部会】

協議第44号 農林水産関係事業の取扱いについて説明いたします。

農林水産関係事業につきましては、原則として各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。

14ページをお願いします。

協議事項は8項目を協議いたしました。まず1番の農業振興地域につきましては、各務原市は各務原市農業振興地域整備計画というものを策定しておりまして、その農業振興地域面積は3,026ヘクタール、そのうちの農用地区域としまして831ヘクタールを設定しておりまして、川島町につきましては地域の設定がございません。調整方針といたしましては、各務原市の現行のとおりとしまして、農業振興地域整備計画を新市において策定する。農業振興地域整備計画の協議会につきましては、新市において新たに設置するという事で調整いたしました。

2番目の水田農業経営確立対策事業、これは転作事業のことでございますけれども、各務原市の水田面積は635ヘクタールでございます。川島町につきましては水田はございませんので、調整方針といたしましては、各務原市の現行どおりとし、新市においても引き続き実施するという調整方針の協議を行いました。

3番目の農地取得につきましては、下限面積は、岐阜県の告示によりますが、各務原市は3,000㎡と設定されております。川島町は1,000㎡の設定です。調整方針といたしまして、農地取得の下限面積は県告示のままとするという調整をいたしました。

4番目の標準小作料につきましては、各務原市は田が1反当たり1万1,000円、畑が1反当たり1万円で設定してございます。川島町は標準小作料を設定してございません。よって、調整方針といたしましては、標準小作料については、地域の現状を踏まえまして、新市の農業委員会において調整するという事で調整をいたしました。

5番目の市民農園につきましては、各務原市は3ヵ所で114区画を設置しております。川島町におきましては、24区画の設定がございます。調整方針といたしましては、両市町の現行どおりとしまして、条例において制定するという事で調整いたしました。

6番目の林務関係事業につきましては、各務原市は森林整備計画事業の森林整備計画を持っておりまして、林道が10路線ございます。川島町は林道はございません。また、森林整備計画もございませんので、調整方針といたしまして、各務原市の現行どおりとし、新市においても引き続き実施する。また、森林整備計画を新市において策定するという調整をいたしました。

7番目の農業土木事業につきましては、農道整備につきましては農業用道路、それから用排水路の事業整備など、県単事業で各務原市は行っております。それからまた、かんがい排

水事業としまして、県営で各種事業を県にさせていただいております。川島町におきましては、農地が少ないために一般土木で各事業を整備しております。そこで調整方針といたしましては、各務原市の現行どおりといたしまして、新市において引き続き実施するというところで調整いたしました。

8番目の畜産事業につきましては、各務原市は養鶏、酪農、養豚などの農家が15戸あります。川島町につきましては、畜産農家はございませんので、調整方針といたしましては、各務原市の現行どおりとしまして、新市においても引き続き実施するというところで調整をいたしました。よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

ただいま協議第44号につきまして説明申し上げましたが、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

先ほど川島町には田は全くなしということですが、3年ほど前に約100坪できました。国営公園の中にございます。調整することは一つもないと思っておりますが、川島町はこういう現状なんですね。

専業農家は今、統計上はどう出てくるか、私の知っている範囲内では、それで飯を食っているというのは1軒で、ビニールハウスの花づくりということですね。あとはもう兼業です。

それから愛知県側へ出作は少しあるようですが、掌握しておりません。一宮市の方も掌握し切っておりません。

それから小作については、実態としてはあります。守口大根、どのぐらいの率になるかわかりませんが、川島町の畑でつくられています。たしか岐阜市の農協と地主の方がやっておられるだろうと思っておりますが、農協は半分知っていて知らんということかな。何も問題はありません。

【議長：各務原市長】

そのほかいいですか、ご意見は。

〔発言する者なし〕

ご意見も尽きたようでございますので、お諮りをいたします。

協議第44号につきましては、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第44号につきましては原案どおり決定したいと存じます。

続きまして、協議第45号に入ります。

協議第45号の商工・観光関係事業（イベント、広域観光）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【産業部会】

協議第45号 商工・観光関係事業（イベント、広域観光）の取扱いについて（案）。

イベント事業、広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。

16ページをお願いいたします。

現在行われておりますイベント事業につきましては、春において、各務原市では桜まつり（3月下旬～4月上旬）、この時期は平成15年度として上げてあります。川島町におきましては、河川環境楽園・春の楽園祭、オオキンケイギクまつり。それから夏におきましては、各務原市ではおがせ池夏まつり（7月）、それから日本ライン夏まつり（8月）でございます。それから川島町におきましては、河川環境楽園・夏の楽園祭（7月～8月）、かわしま燦々夏まつり（7月）、かわしま川祭り（7月）、一宮市民花火大会（8月）。秋におきましては、各務原市においてはかかみがはら産業祭（11月）、木曾川音楽祭（11月）。川島町におきましては、河川環境楽園・秋の楽園祭（9月～10月）、川島町文化と商工まつり（11月）。冬におきましては、各務原市はございません。川島町につきましては、河川環境楽園・冬の楽園祭（11月～1月）。

イベント事業の調整方針としましては、両市町において主催、協賛などを行っているイベント事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。ということでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

2番の広域観光事業でございます。両市町が加入している団体につきましては、岐阜県観光連盟、岐阜広域観光推進協議会、日本まん真ん中街道連合、飛騨・木曾川Eポート交流会実行委員会、これは川島町、各務原市両市町が加入しております。各務原市のみ加入しているものが、飛騨木曾川国定公園連絡協議会、円空連合、美濃中山道連合、岐阜県自然公園等整備促進協会、犬山・各務原広域観光推進協議会、日本ライン広域観光推進連絡会議、日本ライン夏まつり実行委員会。川島町のみ参加しているものが、河川環境楽園イベント実行委員会でございます。

調整方針といたしましては、広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、両市町が加入している団体との調整を図っていくということでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等がございましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

川島町のイベント関係で、ここに河川環境楽園、春・夏・秋・冬というふうに事業がありますが、これは2市4町からそれぞれお金をいただいてやっている事業ということで、各務原市さんも一部負担をしておってもらう事業の一つでございます。場所があそこであるとい

うことです。

【議長：各務原市長】

ご意見、ご質問、その他ございますか。

【副会長：川島町長】

川島町は結構一宮との交流とか連携もあるんで、向こうから要請があればひとつよろしく
お願いしたい。金額の方はお考えいただければいいんですけども、要請がなければいいと
思います。

【議長：各務原市長】

この調整方針に両市町において主催、協賛などを行っているイベント事業については、当
分の間、現行どおりとし、新市において調整するということやね。

ご意見、ご質問ございますか。

〔「ありません」の声あり〕

尽きたようでございますので、協議第45号につきましてお諮りいたします。

原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第45号につきましては、原案どおり決定したい
と存じます。

続きまして、協議第46号に入ります。

協議第46号の上・下水道事業（下水道）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【上下水道部会】

では、水道事業の下水道の取扱いについて説明をさせていただきます。

まず下水道の使用料金でございますが、現行はお手元の資料のように基本料金、それから
従量料金というふうに分かれておりまして、一般家庭は大体一月に25立方メートル使います
ので、それで計算しますと、各務原市の場合が 4,540円、それから川島町の場合が 4,550円
ということで、ほぼ似通っております。そういうことで、料金体系につきましては、合併
後、早い時期に各務原市の現行料金に統一することに調整しました。

二つ目の徴収方法でございますが、各務原市の場合は、当月検針して当月に徴収しており
ます。川島町の場合には、検針後、翌々月の徴収になっております。そういうことから、原
則的に各務原市に合わせていただくということで、料金の徴収方法につきましては、合併
後、早い時期に各務原市の現行制度に統一することに調整しました。

続きまして、2番目の排水設備工事助成金についてでございます。各務原市にはこういう
制度はございません。川島町には、使用開始後3年以内に下水道に接続した場合につきまし
て3万円の助成金を出すことになっております。そういうことでございますけれども、実態
を調べてみますと、各務原市の場合は助成金がなくとも水洗化率は55%、これは12年度工事
でございますけれども。それから川島町の場合は50%ということで、その助成金を出す効果
というのは考えにくいということでございまして、調整方針としましては、排水設備工事助

成金制度につきましては、合併後、原則廃止とする。ただし、供用開始告示後3年が経過していない川島町処理区につきましては、合併する日が属する年度の翌年度より3年間は現行制度を存続するという調整にしております。

続きまして、下水道の受益者負担金でございます。受益者負担金は、末端管渠費の3分の1という基準のもとにおのおの積算をしておりますが、負担金額が各務原市の場合は1平方メートル当たり500円、川島町の場合が430円ということでございます。こういことで、川島町さんの場合には470ヘクタールのうち、残りが104ヘクタールというような状況でございます。今後その受益者負担金を調整するということがかなり説得力に欠けるということがございますので、調整方針としましては、受益者負担金の額については現行どおり、各務原処理区分は単位当たり500円、川島処理区分は単位当たり430円と。現行制度を存続するというところでございます。

それから前納報奨金制度でございますが、前納報奨金制度が各務原市の場合にも川島町にもございます。その額が違いまして、例えば5年一括前納の場合、約10%が各務原市の場合、それから川島町さんの場合が21%ということでございますが、各務原市の方も15年度から、これは高いもんで市場金利に合わせるということでカットした部分でございます。ということからして前納報奨金制度につきましては、合併後は各務原市の制度に統一すると。受益者負担金の端数処理、細かいことですが、そういうものについても、もろもろ各務原市に整合させるということに調整しました。

それから受益者負担金の農地の猶予の制度の問題でございますが、まず各務原市の場合は、農地猶予は調整区域の農地につきまして一部猶予という制度がございます。そういう制度は川島町さんの場合には全額猶予という制度でございます。そういうことから、調整区域の農地につきましては、川島町さんの全額猶予という制度に合わせたいということでございますが、雑種地の取扱い等、それぞれの現行方式を継続するという制度で調整したいと思っております。

それから4番目の水洗便所等改造資金利子補給制度でございますが、ともに制度がございまして、条件が一部異なっております。融資あっせん額につきましては、各務原市の場合、10万円以上50万円以内で市長が定める額としております。そして償還期間も36ヵ月でございます。それが川島町さんの場合は、改造工事1件につき100万円以内で町長が定める額、5年以内ということでございまして、利息は長期プライムレートのプラス1%、同じでございます。利子補給の額でございますが、各務原市の場合は全額でございますが、川島町さんの場合には利子の半分と。ですから、相対額が100万円ですけれども、利子は半分ということで、同じような制度だというふうに考えております。そういう意味から、調整方針としましては、水洗便所等改造資金利子補給制度については、合併後は各務原市の制度に統一するという調整をしたいと考えております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

【尾関益男委員】

今、私、聞き漏らしたかもしれんのでお聞きします。19年度まで現行制度を存続するということですが、川島町の工事は19年までで終わるのかどうか。まだ、終わらんやろうな。

【上下水道部会】

工事の最終の完了時期はずっと後になりますけれども、現在もう融資制度をやりますよというふうに言ったところにつきましては、来年合併したらすぐというわけにはいきませんので、そのやるよと言った地域についての3年後までやるという……。

【尾関益男委員】

私が今お尋ねしたいのは、受益者負担のことですが。

【上下水道部会】

受益者負担ですか。

【尾関益男委員】

430円と500円、70円の差があるわけですが、今、うちの方は最初からずっと同じ金額をいただいておるんで、最後まで430円ということをお願いをしたいと思っておるんです。

【上下水道部会】

そのような案です。

【苅谷彰三委員】

農地の徴収猶予制度でございますが、田畑、山林は全額猶予となっておりますが、例えば川島町の場合、本田浦のあたりは地目が山林になっております。それは全額猶予というふうですね。

【上下水道部会】

現況を、多分要る場合を除いて、全額猶予というふうに……。

【苅谷彰三委員】

住宅ができるんやけど、地目は山林になっておりますが……。

【上下水道部会】

その場合につきましては、登記簿の地目と相反しても、家ができれば現況宅地という認定をしております。

【苅谷彰三委員】

家ができたときに宅地になるんやね。

【上下水道部会】

そうです。その登記の地目を変えなくても、現況宅地という認定になりますので。

【上下水道部会】

雑種地でございますが、家が建った段階で宅地並みにというふうで取扱われるということで、賦課徴収されます。

【苅谷彰三委員】

現在、原野ならいいわけだね。

【上下水道部会】

原野のままですとっておられる分にはよろしいです。

【横山勝利委員】

家を建てられると、その時点で受益者負担金をいただきます。

【苅谷彰三委員】

現況のままならいいわけですね。

それで宅地についてはどういうふうですか。例えば宅地であっても現在使用しておらんと。将来も使用する目的がないというようなときは……。

【上下水道部会】

その場合でも、地目が宅地である場合はいただくことになります。

【小島 武委員】

それはおかしいんじゃないのかな。家を建てる予定がない人が、宅地になっておるだけで受益者負担を払わんならんと。家を建てる時に払えばいいんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

【上下水道部会】

宅地の取扱いについては、現在の制度が各務原市も川島町も同制度でございまして、宅地については全額徴収ということでやっております。この合併の際に制度を根本的に変えるという話ではないように思いますので、そういうふうを考えています。

【議長：各務原市長】

宅地については川島町も各務原市も制度が同じなので関係ないわけでしょう。大事なことなんで、現況宅地の定義をきちっともう一回答弁してください。

【上下水道部会】

宅地として扱われますのは、地目が宅地ですね。それからほかの地目であっても、現況が宅地並みに利用されているところは現況宅地ということで、課税対象で取扱われます。それで、田畑、山林、林野、池沼など、明らかに宅地として利用されていないところについては、川島町さん、各務原市におきましても調整区域に限り全額猶予、川島町さんは市街化調整区域もともに全額猶予となっております。負担金で唯一大きく違いますのは、私ども各務原市が市街化区域の農地に限りまして賦課の対象にしております。それも 500円のうち 200円をいただいて 300円を猶予するという変則な形になっておりますので、その部分が大きく違います。それはこれから先に調整方針として示してございますように、宅地は従来どおりですけれども、市街化調整区域と市街化区域については農地の場合は全額猶予ということで統一をしていきたいということでお示しております。

【副会長：川島町長】

各務原市さんが川島町に合わせると、こういうこと、大まかに言うと。そういうふうに理

解していいんじゃないですか。こういう言い方はちょっとまずいかしらんけど。

【荻谷彰三委員】

全く更地である宅地も、すべてそういう徴収対象になってきたんですか。

【上下水道部会】

従前からそうです。

【荻谷彰三委員】

同一区画内にある宅地はいいですけど、全く、例えば宅地でありながら全然別個で農業をやっておると、野菜もつくっておると、そういうものも……。

【上下水道部会】

そういう場合も、あくまでも地目が宅地であれば、建物の有無に関係なくいただいてきました。

【議長：各務原市長】

従前からそうです。今度そうするという事じゃないですよ。今までもそういうことで、それは法律ですから。

【荻谷彰三委員】

そういうものは猶予されると聞いておったんで。

【議長：各務原市長】

それでは46号につきまして、ご意見、ご質問が尽きたようでございますので、お諮りいたします。

【副会長：川島町長】

一つだけすみません。これは報奨金ですのでなんですが、この受益者負担金 100万円というのはどれだけの宅地の面積ですか。だから 500円とすると 2,000平米、こんな宅地があるんですか。

〔発言する者あり〕

【議長：各務原市長】

これはこの制度をつくる時にうちは大問題になった、各務原市で。けども、当時の市長が説得してね。

【副会長：川島町長】

これはたしか下水は数年度にわたって事業認可をとってやっていく事業やね。そういうことやね。これは今の川島町の場合はどの辺まで事業認可がおりておるの。

【上下水道部会】

平成19年度末までです。

【副会長：川島町長】

平成19年度末までが事業認可がおりておるわけか。

【議長：各務原市長】

その他、ご質問、ご意見ございますか。

【副会長：川島町長】

これは補助制度のことなんで、なかなか言いづらい面も確かにあります。時代を見ていくとあるんですが、前納とかについても、この調整方針でいくと、いわゆる認可区域までには及ばないと、即適用と。排水設備の方ね、それがちょっとそれでいいのかどうか。

【議長：各務原市長】

おっしゃるのは前納報奨金のこと、どっちのことを言っているの。

【副会長：川島町長】

排水設備の助成金制度をやってきたので、少し何とかできんかな。うちは多分あと何年や、順調にいくと。

【上下水道部会】

計画では、平成23年ごろまでに小網の一番先まで行く予定です。

【議長：各務原市長】

各務原市は前納報奨金については、もう一回。

【上下水道部会】

15年度から2分の1にしております。

【議長：各務原市長】

それをうちは毎年改革しておるんですわ。絶えず行政は新しい目で見直さなあかん。そういうでしょう。

【上下水道部会】

市中金利から考えても、当然もう、これでもまだ……。

【議長：各務原市長】

前納報奨金の意味ですよ。昔は高金利の時代だったもんで前納報奨金を、いただく場合は1割とか2割とか、そうもやないけど、まけますよということやってきたけれども、今、低金利でしょう。意味がなくなったということやね。

そのほかご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

【村井宏行委員】

今、いろんな話を聞いている中で、すごくとまどっている部分がたくさんあるんですよ。今回これを初めて見て、今の話し合いになっていた部分は結構大事なんで、ちょっと勉強させていただきたいんです。継続してもらうわけにはいかないでしょうかね。

【議長：各務原市長】

いいですか、皆さん、それで。

〔発言する者なし〕

そういう意見もございましたので、協議第46号につきましては、継続審議といたします。

以上で協議事項が終わりました。

その他確認事項について、事務局から説明させます。

【事務局】

それではお手元の確認事項ですね、黄色い表紙の資料をご覧ください。

11月1日、第8回の協議会までの協議状況がまとめてございますので、また後ほどご覧ください。

それから一番最後、4ページでございます。以後の合併協議会の開催日程、予定でございますが、年内にはあと2回を予定いたしております。また、年が明けましてからは1月15日と2月4日に開催する予定でございますので、よろしくスケジュールの方をご調整願います。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ということでございます。それでは事務局、いいですか。

ありがとうございました。これをもって第9回の合併協議会を終了いたします。

ご苦労さんでした。

午後4時30分 閉会